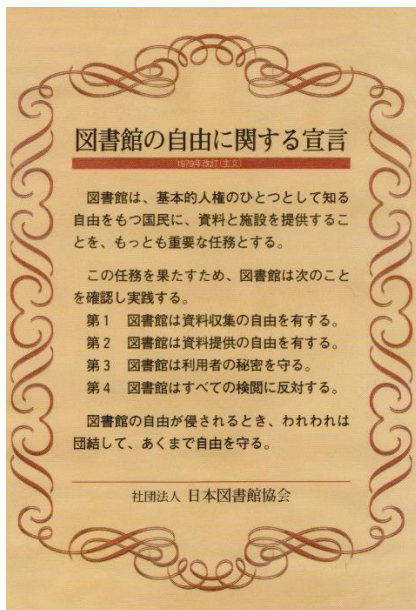


港南台 9 条の会の 1 月の例会は、「図書館は『知る自由』を守る」というテーマのお話しでした。横浜市立図書館の司書をしてられる井沢ユキエさんが、最近の事例を挙げながら、図書館の働きを紹介してくださいました。

最初に、(1) 文科省から「拉致問題図書充実」の要請、(2) 町政批判本受け入れ拒否をした町立図書館、(3) 旧統一教会からの資料の寄付があったという最近の事例を紹介してくれました。図書館に対して、政治的な圧力、介入、干渉があるなら、これは許されません。寄付者が図書館を利用して、思想、信教の宣伝しようとするのもありません。焚書坑儒の故事を始め、日本も戦前は権力により、禁書、“良書”の思想善導、検閲を行った不幸な歴史があります。



上に述べたような事例に対して、図書館は図書館協会の図書選定の基準によって対処していきます。その基準は、読者である国民の基本的人権である「知る権利」を守るための基準です。不断の努力で守っているとっておられました。

「図書館の自由に関する宣言」(1979 年)を掲げています。

- (1) 図書館は資料収集の自由を有する。
- (2) 図書館は資料提供の自由を有する。
- (3) 図書館は利用者の秘密を守る。
- (4) 図書館はすべての検閲に反対する。

以上、四つの項目を見れば、図書館は自律し、個人の尊厳、個人の自由が尊重されていることが分かります。

図書は生きる力を与え、喜び、憩いとなり、糧となります。大切に保管し、受け継いでいきたいです。けれども、図書の中には、誹謗・中傷・虚偽・差別・名誉棄損など、個人の尊厳を冒すものもあるでしょう。また、反社会的な、排他的な、犯罪と繋がるような問題を持つものもあるでしょう。政治権力、有力者の意向に支配されてはいけません。各自の価値観の違いで、受け止め方も様々です。様々な知識や情報を知るために、自由で、幅広い選択肢が必要です。公共の、文化的な、楽しい場である必要があります。

また、図書館は、利用者が“登録”し、利用した本や資料の”履歴“の記録を持つこととなります。つまり、利用者のプライバシーが図書館に保存されていますが、それはあくまでも図書館利用にのみ必要なものであり、外部に出るものではありません。

子どもの頃、父は毎月本を買ってくれ、読んでもくれました。父の本棚が私の図書館でした。友人から借りて読むのは勿論のこと、学校や市の図書館、貸本屋など利用して、楽しく本を読んできました。今、買うのはもっぱら夫の本だけです。私は横浜の市立図書館に登録し、図書館蔵書検索ページを見て、予約し、近くの地区センターで受け取るという恩恵を受けております。図書館は基本的人権である「知る権利の保障」の実現のために機能していることも分かりました。感謝です。

